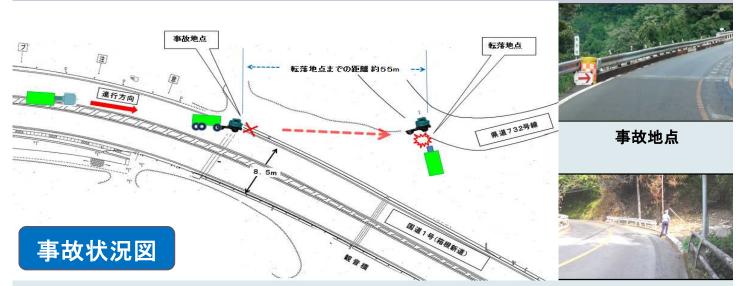
事業用自動車事故調査報告書 概要 ~トラクタ・コンテナセミトレーラの転落事故~ (神奈川県足柄下郡箱根町)

事故概要

平成27年6月29日2時57分頃、神奈川県足柄下郡箱根町の国道1号(箱根新道)において、トラクタ・コンテナセミトレーラが国際海上コンテナを積載して走行中、長い下り坂の先の右カーブを曲がり切れずに左側のガードレールを突き破り、約40m下の県道に転落した。

この事故により、トラクタ・コンテナセミトレーラの運転者が死亡した。転落の際、トラクタとコンテナセミトレーラが分離して、トラクタから火災が発生した。



転落地点

原因

- 運転者が下り坂でエンジンブレーキや補助ブレーキを活用せずにフットブレーキによる制動を多用したことでフェード現象が発生し十分な制動が得られなかった可能性が考えられ、制限速度の50km/hを上回る80km/hを超える速度でカーブを通過したところで、曲がり切れずにガードレールを突き破り転落したものと考えられる。
- 事業者は、運転者に対し始業点呼を実施せず、運行の安全を確保するための必要な指示を行わず、また、連続する下り坂における運転方法についての指導教育を行なっていなかった。これらのことが事故につながった可能性が考えられる。

再発防止策

- ★ 運転者が連続する下り坂道路等を運転する場合は、運行管理者が点呼の際に道路の特徴 や注意を要する情報について指示することが重要であり、特に、通常の運行形態と異なる長距離運転等を行わせる場合には、休憩場所等について確実に指示を行うことが必要である。このため、事業者は、運行管理業務を交替制で行わせることや補助者を選任することにより、点呼を確実に実施することが必要である。
- ★ 事業者は、下り坂が連続する道路でフェード現象が発生しないよう、運転者に対して、 フットブレーキの多用を避け、エンジンブレーキや補助ブレーキを活用する<mark>運転操作を</mark> 行うことについての実践的な指導教育を行うことが重要である。